

標準貨物自動車利用運送約款

最終改正 平成二年運輸省告示 第五百七十九号

令和六年国土交通省告示 第千百二十一十五号

一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二 该当貨物の運送につき、付添人を付すること。

第十八条 (危険品の運送)

荷送人は、爆発、発火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送のため必要な事項を明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部に見やすい箇所に明示します。

第二節 積付け (代替運送)

荷送人は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた荷送人は、通常貨物自動車運送事業者が運送事業法(平成元年法律第八十二号)第一条第七項に規定する事業をいう。)を行います。

第二節 積付け (適用範囲)

当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第一章 総則 (代用運送)

当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第一条第七項に規定する事業をいう。)を行います。

第二節 積付け (第二節 積付け)

当店は、前項の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

当店は、前項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 利用運送業務等 (第三節 積込み又は取卸し等)

当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第一节 利用運送の申込み及び引受け (受付日時)

当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二节 利用運送の申込み (利用運送の順序)

当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正當な事由がある場合は、この限りではありません。

当店は、前項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第三节 利用運送の申込み (引渡し期間)

当店は、引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算による輸送距離百七十キロメートルにつき一日。
ただし、一日未満の端数は一日とします。

三 配送期間 集貨及び配達をする場合にあっては、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とし

2 前項の規定による引渡し期間の満了後 貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とし

ます。

第四節 利用運送の申込み (利用運送の申込み)

当店は、引渡し申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の負担とします。

当店は、次号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをも

ります。

第五節 利用運送の申込み (積付け)

当店は、前項の規定による引渡しとみなします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算による輸送距離百七十キロメートルにつき一日。
ただし、一日未満の端数は一日とします。

三 配送期間 集貨及び配達をする場合にあっては、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とし

ます。

第六節 利用運送の申込み (荷物の種類及び性質の確認)

当店は、荷物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに荷造りの種類及び個数

三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四 運送の扱い別

六 運賃料金(第三十三条に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料金及び配達又は発送地及び到着地(同地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。))

八 高価品等についての、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これに荷造りの種類及び個数

九 本約款の規定による荷物の引渡しを拒否する旨

十 第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 運送保険に付するときは、その旨

十二 特約事項があるときは、その立会いの上で、これを点検することができます。この場合において、当店は、該利用運送引受書に記載すべし事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者が前項の規定により点検をした場合は、荷物の引渡しを拒否する旨を記載する旨

十三 その他の、その貨物の運送に関する必要な事項

第七節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定期

二 貨物の種類及び性質の確認

三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四 運送の扱い別

五 本約款の規定による荷物の引渡しを拒否する旨を申込者に求めることができます。

第八節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定期

二 貨物の種類及び性質の確認

三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四 運送の扱い別

五 本約款の規定による荷物の引渡しを拒否する旨を申込者に求めることができます。

第九節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定期

二 貨物の種類及び性質の確認

三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四 運送の扱い別

五 本約款の規定による荷物の引渡しを拒否する旨を申込者に求めることができます。

第十節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十一節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十二節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十三節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十四節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十五節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十六節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十七節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。

一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二 貨物の引渡しを加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

三 この前項において「高価品等」とは、当店の第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

四 本約款において「荷造り」は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第十八節 利用運送の申込み (荷物の引渡し)

当店は、前項第一項の利用運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議に

書を交付します。